

Title	米国のネットワーク中立性議論：インターネット政策及び情報通信イノベーションに与える影響
Author(s)	寺田，真一郎
Citation	年次学術大会講演要旨集，31：698-701
Issue Date	2016-11-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/13992
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

米国のネットワーク中立性議論 － インターネット政策及び情報通信イノベーションに与える影響 －

○寺田真一郎（カリフォルニア大学バークレー校）¹

1. はじめに

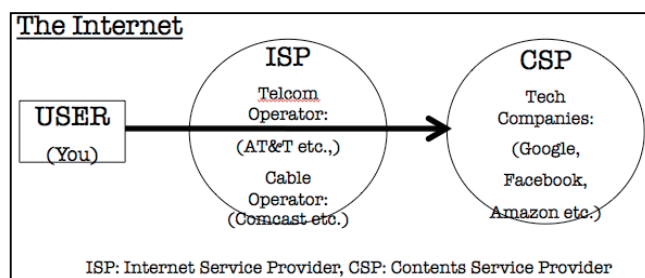
本稿の目的は、「ネットワーク中立性」²議論をケースとして、アメリカのインターネットに関する政策決定が何に影響を受けており、それがどのように情報通信のイノベーションに結びついているかについて論じるものである。

一般に、オープンな環境が、様々な企業、研究機関、公的組織のリソースの組み合わせを促進し、優れたビジネスモデル、製品、サービスを生み出す土壌となることは、多くの先行研究が議論しているところである (Chesbrough, 2003) (West et al., 201)。特に、インターネットはこのオープンイノベーションを生み出すプラットフォームとして、重要であることは幾つかの公的組織がレポートを出している (OECD, 2016)。

このようにインターネットのオープンイノベーションにおける重要性は多くの理解が一致するところである一方、インターネットが情報通信政策の観点から実際にどの程度オープンであるのかについては、議論のあるところである (OECD, 2016)。米国では、このようなインターネットのオープン性とそれに関係する制度・レギュレーションについて、「ネットワーク中立性」と呼ばれる議論で行われることが多い。

ネットワーク中立性とは、「インターネット接続事業者 (ISP) 及び政府は、インターネット上のすべてのデータを平等に扱わなければならない」という考えで、2003 年に法学者である Tim Wu³が発表した論文「Network Neutrality, Broadband Discrimination」で提唱されたものである。この考えは、一見わかりやすく、しかも様々な角度で解釈が可能であるため、多様な議論を引き起こしてきた。 (Kramer et al., 2013)

(図1) ネットワーク中立性の概念図



2. ネットワーク中立性についてのアメリカでの議論

ネットワーク中立性の議論は、そのアイデアの発祥の地である米国において特に盛んに行われてきている。⁴

¹ Visiting Scholar, Center for Japanese Studies, UC Berkeley (sterada@berkeley.edu)

² 「ネット中立性」とも言われる。米国では、「Network neutrality」または「Net neutrality」。

³ 現在、米国コロンビア大学ロースクール教授

⁴ 日本においては、ほとんど議論されていない。例外は、総務省で 2007 年に開催された懇談会。
(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/program_old07.html)

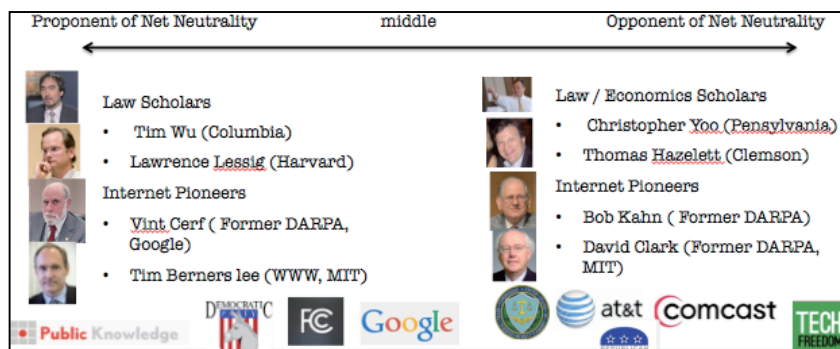
アメリカでの議論は3つの大きな特徴がある。

1つは、議論に参加する専門家が、多様な分野から参加していることである。例えば、インターネットエンジニア、法学者、経済学者、政策担当者、ビジネスだけでなく、市民団体、政治団体、政党など、ありとあらゆる専門家が議論に参加している。また、その議論のテーマも、ネットワークエンジニアリングに関するエンド・トゥー・エンド原則など(Lemley et al., 2000)(Clark, 2009, 2011)、ビジネスモデルに関する垂直統合型ビジネスの是非など、アメリカ合衆国憲法に関するフリーダム・オブ・スピーチなど(Schewick, 2015)、インターネットによるイノベーションに関すること(Yoo, 2006)(Benkler et al., 2015)など、まさに多種多様な分野にわたっている。

2つめは、どの分野にも、ネットワーク中立性の賛成派と反対派が存在し、その間で激しい議論が交わされていることである。代表的なものは、ネットワーク中立性という言葉を初めて使った賛成派のTim Wuと、代表的な反対派のChristopher Yooとの論争である。しかし、他にも多くの賛成派と反対派のディベートがあり、例えばインターネットを作り上げたと言って良い代表的なエンジニアも、賛成派デアルVint Cerf(元 DARPA, 現 Google)やTim Berners Lee(WWW, MIT)などと、反対派であるBob Khan(元 DARPA)、David Clark(元 DARPA, 現 MIT)などに意見が分かれている。

3つめは、ネットワーク中立性の賛成/反対が、ISPへのレギュレーション(規制)への賛成/反対に直結していることである。具体的には、ネットワーク中立性に賛成とは「FCCによるISPへの強いレギュレーションに賛成である」ことを、またネットワーク中立性に反対とは「FCCによるISPへの強いレギュレーションに反対であること」を意味している。このため、もともと全く異なる分野での議論であるにもかかわらず、ISPへのレギュレーションの是非という側面で、大きな2大勢力となり、アメリカ合衆国の通信政策の方向性の判断に影響を与えている。つまり、米国連邦政府及び連邦通信委員会(FCC)がネットワーク中立性の政策判断をする場合、このような多様な考えを考慮する必要があるということである。

(図2) 米国におけるネットワーク中立性 賛成派、反対派



なお、これらの議論は、電気通信のレギュレータであるFCCと電気通信事業者やケーブル会社(AT&T、Verizon、Comcast等)との対立となって現れており、過去に幾度も裁判を繰り返している。⁵

3. アメリカでの実際のルール化

ネットワーク中立性についての様々な分野での議論と、情報通信政策に関する裁判が続いている中、2014年の11月にバラク・オバマ米国大統領が、ネットワーク中立性についてのメッセージを発表した。⁶ 大統領は、このスピーチで、FCCがネットワーク中立性を推進するためのルールを制定することを強くサポートすると表明した。このスピーチは冒頭で次の通り、その意義を説明している。

“An open Internet is essential to the American economy, and increasingly to our very way of life. By lowering the cost of launching a new idea, igniting

⁵ FCCはISPへのネットワーク中立性規制に積極的であるが、電気通信事業者やケーブル会社はこれに反対である。

⁶ 参照 <https://www.whitehouse.gov/Net-Neutrality>

new political movements, and bringing communities closer together, it has been one of the most significant democratizing influences the world has ever known. ”

「オープン・インターネットはアメリカ経済に不可欠であり、我々の生活の仕方にもますます不可欠になってきている。……」

この大統領スピーチをもとに、FCC は翌 2015 年 2 月のオープン・ミーティング⁷で、「オープン・インターネット・ルール」と呼ぶネットワーク中立性のルールを採択した。採択にあたっては、大統領の意を受けたと言われる FCC トム・ウィーラー委員長及び 2 名の民主党系委員の合計 3 名の賛成が、共和党系委員 2 名の反対を上回った。⁸ 民主党系 2 名の委員は、強くフリーダム・オブ・スピーチの実現を本ルールへの賛成理由として述べたが、これは、一般に NPO などネットワーク中立性に強く賛同している運動家が主張する理由と同じである。

一方、トム・ウィーラー委員長の賛成スピーチには、フリーダム・オブ・スピーチ⁹の言及は 1 回のみにとどまっている。その発言では 2014 年のオバマ大統領ステートメントと同様の説明を盛り込んでおり、アメリカ経済の発展のため、すべてのアメリカ国民にオープンなインターネットを提供することを主題としている。

“Broadband is reshaping our economy and recasting the patterns of our lives. Every day, we rely on high-speed connectivity to do our jobs, access entertainment, keep up with the news, express our views, and stay in touch with friends and family. ”

「ブロードバンドは、我々の経済を再形成し、我々の生活の仕方を作り直している。……」

“These enforceable, bright-line rules assure the rights of Internet users to go where they want, when they want, and the rights of innovators to introduce new products without asking anyone’s permission. ”

「これら法的強制力のあるはっきりしたルール（注：オープンインターネットルースズのこと）は、インターネットユーザーがどこでも、いつでも好きなところに行ける権利と、イノベーターが誰の許可も得ることなく新しい製品を提供する権利を保障する。」

（写真 1）オープン・ミーティングに合わせ FCC の周りに詰めかけるネットワーク中立性賛成者。¹⁰



⁷ <https://www.fcc.gov/news-events/events/2015/02/february-2015-open-commission-meeting>
筆者も傍聴した。

⁸ 同ルールは 2015 年 6 月に施行された。 <https://www.fcc.gov/general/open-internet>

⁹ 厳密には、ネットワーク中立性議論でよく使われる「フリーダム・オブ・スピーチ」ではなく「フリーダム・オブ・エクスプレッション」の表現を使っている。

¹⁰ 筆者撮影（2015 年 2 月 27 日、米国ワシントン DC）

(写真 2) FCC オープン・ミーティングでの採決。¹¹



4. 結果

アメリカのネットワーク中立性議論を概観するとともに、2015 年の連邦政府によるルール化をケースとして捉えると、結論として次のことが言える。

一つめは、アメリカの議論が多様であることである。ネット中立性という、もともとインターネット及びブロードバンドの規制についての考え方をもとに、数多くの専門家、一般市民が、多様な専門分野で議論を繰り返している。

二つめは、議論が、米国ルール化においての賛成と反対に大きく分かれてディベートが行われることである。これが、アメリカの情報通信やイノベーションの政策に影響を与えている。

三つめは、ネットワーク中立性の議論が、最終的にアメリカ合衆国の政策/ルール化として現れる時、連邦政府の判断理由が「アメリカの経済のため」であり、「国民やイノベータの活動をサポートするため」であることである。議論は多様に行われているが、バラク・オバマ大統領と FCC 委員長のネットワーク中立性ルールへの賛同理由は、ほぼ上記 2 つであると見ることができる。

5. 考察

本研究において、大きな発見は、ネットワーク中立性の議論が、最終的に連邦政府の政策/ルール化として現れる時、判断の基準はアメリカの経済的等の国益を基準としていると思われることである。ケースとしてみたネットワーク中立性議論には、多様な論点が発生している、おり、それぞれが FCC の最終的な判断に反映盛り込まれている。しかしながら、判断の大きな意味を持つものは、オバマ大統領及びトム・ウィーラー FCC 委員長がスピーチとして述べている「オープン・インターネットはアメリカの経済に不可欠」でこれにより「インターネットのユーザも、イノベータも、何の制限もなく自由に活動を行うことができる」という考えと、それがアメリカ合衆国の国益にかなうという判断であると考えられる。

(主要参考文献)

- Christopher Yoo (2006) “Network Neutrality and the Economics of Congestion” Georgetown law Journal
- Jan Kramer, et al. (2013) “Net neutrality: A progress report” Telecommunications Policy
- Joel West, et al. (2014) “Open innovation: The next decade” Research Policy
- OECD (2016) “Economic and Social Benefits of Internet Openness” OECD Ministerial Meeting on the Digital Economy paper
- Tim Wu (2003) “Network Neutrality, Broadband Discrimination” Journal of Telecommunications and High Technology Law

¹¹ 筆者撮影 (2015 年 2 月 27 日、米国ワシントン DC)